

2026年1月30日

お客様 各位

株式会社 岩手銀行

### 未利用口座管理手数料に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、預金口座の不正利用の未然防止の観点から、未利用口座管理手数料の適用条件の見直しを行い、「新総合口座（愛称イーハトーヴ）」を本手数料の対象とさせていただきます。

なお、本手数料は一定期間以上ご利用されていない預金口座を対象とするものであり、日頃から入出金等のお取引をいただいている口座が対象になることはございません。

お客様には何卒ご理解を賜りますとともに、今後とも変わらぬご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

#### 1. 内容

|      | 現行  | 改定後  |
|------|---|--|
| 対象口座 | <p>最後のお預入れまたは払戻しがから2年以上、お取引がない普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座</p> <p>※ 当該口座の利息入金・本手数料の引き落としは、お預入れまたは払戻しに該当しません。</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>当該口座の残高が10,000円以上である場合</li><li>対象口座と同一店で定期性預金・公共債・投資信託・外貨預金・金融商品仲介のお取引がある場合</li><li>対象口座と同一店で融資取引（カードローン等含む）がある場合</li><li>新総合口座（愛称イーハトーヴ）・教育資金贈与専用口座・後見支援制度支援預金口座・民事信託専用口座・前払預託口座の場合</li></ul> | <p>(現行どおり)</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>当該口座の残高が10,000円以上である場合</li><li>対象口座と同一店で定期性預金・公共債・投資信託・外貨預金・金融商品仲介のお取引がある場合</li><li>対象口座と同一店で融資取引（カードローン等含む）がある場合</li><li>教育資金贈与専用口座・後見支援制度支援預金口座・民事信託専用口座・前払預託口座の場合</li></ul> |

#### 2. 適用開始日

2026年4月1日（水）

※ 2026年度の未利用口座管理手数料（引落予定日：2026年8月5日）より適用いたします。

### 3. 手数料の引落しについて

未利用口座管理手数料の対象となる見込みの口座をお持ちのお客さまには、毎年事前にお届けの住所に「お知らせ」をお送りいたします。「お知らせ」に記載の手数料引落日の前日までに、ご利用またはご解約等のお手続きがない口座につきましては、本手数料を引落しさせていただきます。

※ 2026年度の手数料対象となるお客さまへの「お知らせ」は、2026年4月下旬から5月上旬にかけてお送りいたします。

### 4. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社岩手銀行 事務統括部 高橋・武田 電話 019-623-1111 (代表)

以上